

周防大島町地域づくり活動支援事業 募集要項

●周防大島町地域づくり活動支援事業とは

周防大島地域の地域活性化を目的とした「住民活動や NPO 活動」に対し、事業遂行及び計画立案能力の向上などを資金面で支援することで、地域住民が主体となった地域づくりを応援します。

●審査会・事業提案の実施

応募された事業提案は、事業目的、資格要件を確認した後、審査会審査を経て支援事業と支援金額を決定します。ただし、同一内容で通算 3 年度認定を受けた事業は応募できません。

令和 7 年度の事業提案であることから、令和 7 年度予算の成立が事業実施の条件となります。

●全体の流れ

本事業は以下の流れとなります。



■支援対象

地域の課題解決などを志向する取り組みや地域資源を活かした独創的な事業提案に対する支援を行います。

- ・新たな個性や特性を育むネットワークやシステムを形成する事業
- ・地域の個性や特性に磨きをかける人材育成事業、魅力発揮事業
- ・住民参画による地域づくりの機運を育むイベント、ワークショップ等の開催事業

■支援対象となる団体

1 団体 1 件の応募とし、下記の資格・条件を全て満たしている団体であること。

- ・周防大島町を主たる活動範囲とする団体であること。
- ・3 名以上で構成された団体であること。
- ・政治、宗教、営利のみ又は団体の運営経費、備品等の取得を目的としないこと。

■支援金の総額（限度額）と支援期間

予算等の範囲内で支援事業と支援金額を決定します。審査会での合計評点数順の採用としますので、不採用又は支援金額の減額をさせていただきます。

- ・一団体への支援金（上限）は スタートアップ支援事業が上限 20 万円以内（助成率 9 / 10 以内）、ステップアップ支援事業が 50 万円（助成率 9 / 10 以内）とし、千円未満は切捨てます。支援限度額に事業規模を合わせる必要はありません。
- ・活動への継続支援を妨げるものではありません。
- ・他の支援（助成）制度と併用する事業も支援対象となりますが、予備費・繰越金への充当は認められません。

■事業提案の決定方法

審査会において、それぞれの応募団体の提案書・添付資料を基に、活動の目的や内容について審査を行います。審査は提出された書類のみにより行います。具体的な活動内容が分かるように作成をお願いします。

- ・事業の採択、支援金額の決定については、資格要件を確認後、審査会での審査結果を受け、町長が決定します。

■審査基準

書類審査（要件確認）

- ・資格要件（活動範囲、構成員、目的）を満たしているか。

審査会審査（委員 5 名 10 項目×5 段階評定）

- ・提案内容が、支援事業の主旨と合致しているか。
- ・広く不特定多数の人々を対象とし、公益性が高い事業であるか。
- ・新たな展開及び今後の継続が期待できるか。
- ・計画実施が申請団体の発展及び今後の自立につながるか。
- ・自己資金の負担や調達方法に努力が見られるか。
- ・他の団体、行政及び地域住民との「協働」を視野に入れているか。
- ・計画を遂行できる組織体制、能力は十分であるか。
- ・計画が地域における重要性等で優先度が高いものか。
- ・経費の積算が妥当であるか。
- ・添付資料などの表現力や作成能力が優れているか。

- ・審査は地域づくりに関して、経験と知識を有する 5 名以内の審査委員によって、構成されます。
- ・合計評点数（50 点満点）の平均が 15 点未満又は過半数の審査委員が 15 点未満の評価をした事業は失格とします。

■支援に伴う義務

事業計画と実施内容が著しく相違する時や、活動が実施されなかった時、または実績報告書が提出されない時には、交付決定を取り消す場合があります。

・事業実績と活動成果をまとめた実績報告の提出。

■支援金を活用できる費目（対象経費）

- ・事業決定通知日以降の請求、実績報告書提出までに支払い完了した経費に限ります。
- ・領収書等の証拠書類がない場合は、支援対象外とします。
- ・支援対象経費と支援対象外の経費を一括で支払い、内訳が明らかでないものは、支援対象外とします。

【支援金対象費目】

費 目	内 容	備 考
旅 費	団体構成員・有識者・講師等の交通・宿泊費 等	
報 償 費	有識者及び講師等への謝礼 等	
賃 金	作業・資料整理・集計作業等の補助者への賃金 等	団体構成員に係る賃金は事業費の1割以内
需 用 費	消耗品(用紙等)、燃料費(ガソリン等)、食糧費(会議のお茶等)及び印刷製本費(パンフレット印刷等) 等	
役 務 費	通信運搬費(郵送料等)、広告料、筆耕翻訳料及び保険料(イベント保険等) 等	
使用料及び賃借料	会場使用料、有料道路通行料及び機材等のリース料 等	
原 材 料 費	木材・食材等の資材購入費 等	
備 品 購 入 費	事業実施に必要な備品購入費（参考：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）別表第1号）	

※実施事業に要するもののみとし、団体の運営経費は除く。

■その他

活動の一環として、講演会、研究会、フォーラム、セミナー、ワークショップなどの開催は可能ですが、演芸会、パーティー等の飲食費は支援対象外とします。

■提出書類について

『周防大島町地域づくり活動支援事業提案書』に必要事項を記入の上、周防大島町政策企画課へ提出して下さい。

1. 団体の詳細について

活動団体（グループ）について記入して下さい。

2. 応募する事業提案の内容

活動の目的・概要を明確にし、具体的な作業スケジュールを記入して下さい。

3. 収支計画書

応募する事業の具体的な収支予算（積算根拠など）を記入して下さい。

4. その他

事業提案書に記載しきれないもの、資料や写真など、事業の参考になるものがあれば添付してください。

■応募受付

応募者は、周防大島町役場政策企画課へ必要書類を持参の上、記載内容の確認を受けて下さい。

■個人情報について

応募書類から得た応募者の個人情報は、選考・審査及び連絡など事務作業に使用します。また、法令で認める場合を除き、本人の同意なく上記の目的以外に使用することはありません。

また、提出いただいた応募書類はお返ししませんのでご了承下さい。

- ◆申請の関するお問い合わせ
- ◆申請用紙の請求
- ◆申請書の受付

周防大島町役場 政策企画課

〒742-2192

周防大島町大字小松126-2

TEL 74-1007 / FAX 74-1015

E-mail : seisakukikaku@town.suo-oshima.lg.jp